

「けいはんな学研都市（京都府域）地域公共交通協議会財務規程」
第 2 条第 1 項に規定する協議会運営等の事務経費の負担について

令和 8 年 月 日

「けいはんな学研都市（京都府域）地域公共交通協議会」財務規程第 2 条第 1 項に規定する協議会運営等の事務経費について、同規程第 1 0 条に基づき下記のとおり定める。

記

令和 8 年度以降の協議会運営等の事務経費について

京都府及び 3 市町において同額負担するものとする。

以上